

議案第51号

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年5月29日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「14, 100」を「10, 100」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。